

近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案要綱に対して提出された意見とこれに対する考え方について

(委員長私案3)

1 意見募集の結果

平成28年1月28日(木)から同年2月24日(水)までの間、近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案要綱についての意見を募集した結果、7名(団体)の方から27件の意見が提出されました。なお、これら条例案要綱案については、関係団体に対しても、意見照会を行いました。

2 提出された意見(27件)

条等	項目	条例案の内容	提出された意見の概要	修正の可否	意見に対する考え方(案)	
1	題名	-	近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例		近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及を促進していくことを目的としていることから、条例の名称は原案とおりといたします。	
2	前文	-	古くから近江と称された本県を拠点として全国で活躍した近江商人は、各地で日本酒をはじめとする醸造業を営み、日本酒を中心とした文化の育みと地域経済の発展に寄与し、全国の蔵元の中には、近江商人ゆかりの蔵元も少なくない。	「全国の蔵元の中には、近江商人ゆかりの蔵元も少なくありません。」とあるが、数値の裏付けがない場合にこの表現は適当ではないのではないかと。	修正	数値等について不明な点があること等から、「少なくありません。」を「少なくないとさせていただきます。」に修正します。
3			近年、国内外から日本酒への関心が高まっている中で、本県における日本酒の地位を高めていくとともに、日本を代表する酒としての日本酒のブランドを向上させ、日本酒を海外に発信していく必要がある。 しかしながら、県内で製造される日本酒が県内で提供されたり、消費される割合は低い状況にある。	「県内で製造される日本酒が県内で提供されたり、消費される割合は低い状況にあります。」とあるが、県内で提供されたり、消費される割合が低いのは、酒だけではないことから、記載しない方がよいのではないかと。	原案とおり	積極的に使用してもてなし、その普及を促進する対象の日本酒の状況を規定していることから、原案とおりといたします。
4			本県は、古くから交通の要衝であるとともに、穀倉地帯として知られ、近江盆地で生産される品質の高い米と琵琶湖を取り囲む山々を水源とする良質な地下水や伏流水を利用して酒造りが行われ、酒どころとして栄えてきた。いわば、豊かな自然の恵みを受継ぎ、地理的風土から生まれ育まれた郷土の財産としての価値を有するのが近江の地酒である。	「日本酒を海外発信する必要がある」、「しかしながら滋賀県の酒は県内で消費される割合が低い。」とあるが、県内の消費が少ないので、海外へ発信し、海外の消費を高めることなのか、県内の消費が低いのが、県外、海外での消費が高いから、もっと海外に発信するのかが明確にした方がよいのではないかと。	原案とおり	日本酒を海外発信する必要があることと県内の消費等の状況の両方を規定しており、原案のとおりといたします。
5			また、日本酒は、蔵元で酒造りの伝統が受け継がれることにより、吟醸酒をはじめとする質の高い酒が生産されるとともに、日本酒に合う郷土料理や酒器を生み出すなど、日本酒を中心とした文化を長年にわたり育み、地域経済の発展に寄与してきた。	「品質の高い米」とあるが、日本酒は酒米で作られることから、「品質の高い酒米」と修正してはどうか。	修正	ご意見のとおり修正します。
6			更に、一献酌み交わすことにより人間関係を更に深めることができるだけでなく、近江の地酒を通じて、地域の風土や伝統的な食文化にも広く関わりを持つことができ、県外からの滞在者や旅行者をもてなすという社会的な気運を高めることが期待できる。	「豊かな自然の恵みを受継ぎ、地理的風土から生まれた郷土の財産としての価値を有するのが近江の地酒です。」を「近江の地酒は、豊かな自然の恵みを受継ぎ、地理的風土から生まれた郷土の財産です。」と言い切ったらどうか。	修正	ご意見を踏まえ修正します。
7			私達は、肥沃な農地、豊富な水資源等の豊かな自然の恩恵の下で、近江の地酒が果たしている役割、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、豊かで潤いのある県民生活の形成に資するよう、もてなしにおける酒類の選定に当たっての近江の地酒の使用の促進、近江の地酒に関する適切な情報の提供、近江の地酒の需要の拡大に向けた啓発等の取組を行うことにより、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及を促進していくことを決意し、ここに近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例を制定する。	「日本酒に合う郷土料理・・・を生み出す。」とあるが、日本酒に合う料理を生み出すことは間違いないが、日本酒が郷土料理を生み出すのは言い過ぎではないかと。	修正	ご意見を踏まえ、「日本酒に合う郷土料理や酒器が生み出された」に修正します。
8				「県外からの滞在者や旅行者をもてなすという社会的な気運を高めることが期待できます。」とあるが、古くから客等をもてなすためには欠くことのできないものであり、今更もてなす気運を高めることが期待できるという低い程度のもではないことから、修正してはどうか。	原案とおり	近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及の促進を図ることを目的としていることから、原案のとおりといたします。
9				「肥沃な農地、豊富な水資源等」とあるが、日本酒は酒米が命であるから、修正してはどうか。	原案とおり	現行の規定の中で解釈できること等から、原案のとおりといたします。
10				6行の間に近江の地酒という言葉が複数回も出てきて、わかりにくいことから、目的や県の責務の内容と同様に修正してはどうか。	原案とおり	近江の地酒の普及促進を図るための施策を例示していることから複数回、使用しているものであり、原案のとおりといたします。
11			第1条 目的	(目的) 第1条 この条例は、琵琶湖を取り巻く豊かな自然の恵みは県民の宝であり、このような自然環境から誕生した近江の地酒の価値を再認識するとともに、本県の経済、文化等に果たしている役割の重要性に鑑み、近江の地酒が果たしている役割、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及の促進を図り、もって豊かで潤いのある県民生活の形成に寄与することを目的とする。	「本県の経済、文化等に果たしている役割の重要性に鑑み、近江の地酒が果たしている役割、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ」の部分は「果たしている」が続いており、意味がはっきりしないことから、修正してはどうか。	修正
12	「琵琶湖を取り巻く豊かな自然の恵みは県民の宝であり、このような自然環境から誕生した近江の地酒の価値」の部分はまわりくどいことから、修正してはどうか。					

近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案要綱に対して提出された意見とこれに対する考え方について

(委員長私案3)

条等	項目	条例案の内容	提出された意見の概要	修正の可否	意見に対する考え方(案)
13	第2条 県の責務	(県の責務) 第2条 県は、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒でもてなし、その普及を促進するため、乾杯の実施その他適切な方法(以下「乾杯等の方法」という。)により、県民、滞在者および旅行者(以下「県民等」という。)が近江の地酒に愛着を持ち、近江の地酒を自主的かつ積極的に使用して県外からの滞在者および旅行者をもてなす社会的気運を醸成するための広報活動の充実、新たな需要の開拓の推進その他必要な環境の整備に努めるものとする。	酒は個人の嗜好で楽しむものあることから、嗜好品に県が責任まで取る必要はないのではないか。消費の推進であっても、「県の役割」までではないか。	原案のとおり	県が近江の地酒の普及促進について先導的な役割を果たす必要があることから、原案のとおりといたします。
14			「乾杯等の方法により、県民、滞在者および旅行者(県民等)が近江の地酒に愛着を持ち、近江の地酒を自主的かつ積極的に使用して県外からの滞在者および旅行者をもてなす社会的気運を醸成するための広報活動の充実、新たな需要の開拓の推進」の部分は、条例の名称や趣旨からすると地酒での乾杯やもてなしを推進することであることから修正してはどうか。 また、「広報の充実、新たな需要の開拓の推進その他」とあるが、常に良質で独特の酒米を提供してはじめて、愛着や滋賀ならではのもてなしと言えることから修正してはどうか。	原案のとおり	乾杯は、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及の促進を図るという目的を達成するための1つの方法としていること等から、原案のとおりといたします。 近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及の促進を図ることを目的とし、また現行の規定でも解釈できること等から、原案のとおりといたします。
15			事業者の方を向いた項目に偏り、県民が近江の産物や地酒を積極的に用いるという判断を導くような、県民に対する動機付けなりインセンティブのようなものが明確にされていないことから、県の責務に県民に対する明確なインセンティブ付与を加えるべきである。(前掲)	原案のとおり	第2の県の責務で近江の地酒に愛着を持ち、近江の地酒を自主的かつ積極的に使用して県外からの滞在者等をもてなす社会的気運の醸成する旨を規定しており、原案のとおりといたします。
16			青少年の将来に対しても納得がいく説得力ある飲酒文化創造条例としてほしい。青少年への配慮が必要であり、未成年者の飲酒に対する明確な県の姿勢が示す必要がある。青少年への期待・ひとを育てることを念頭に置いたものとしてほしい。	修正	<u>ご意見を踏まえ、第2の県民、滞在者および旅行者の範囲を20歳以上に限定いたします。</u>
17			県民には、子供も酒が飲めない人もいるが、これらの人も地酒でもてなす必要があるのか。地酒以外の酒でもてなすことはだめなのか。もてなしの方法は個人にまかせてもらいたい。		
18	第3条 県民等の役割	(県民等の役割) 第3条 県民等は、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等を認識した上で、近江の地酒に愛着を持ち、乾杯等の方法により近江の地酒を自主的かつ積極的に使用するよう努めるものとする。 2 県民は、滋賀の豊かな自然環境を体現できる近江の地酒の価値を認識しつつ、県外からの滞在者および旅行者に対し、これに関する理解を求め、近江の地酒を積極的に使用してもてなすよう努めるものとする。	酒は嗜好品として個人が楽しむものであるから、県民に協力を求めるまでが限界であり、「県民等の協力」としてはどうか。 また、消費の拡大において一番頑張っていた必要があるのは、関係する事業者であり、他府県等の乾杯条例を見ても、県や事業者は役割で、県民には協力を求める程度となっていることから、「事業者の役割」を先にし、「県民等の協力」はその後に規定してはどうか。	修正	<u>ご意見のとおり、第3の県民の役割を県民の協力に修正するとともに、規定順序を事業者の役割と入れ替え、第4とします。</u>
19	第4条 事業者の役割	(事業者の役割) 第4条 近江の地酒を製造する事業者は、質の高い近江の地酒を製造するよう努めるものとする。 2 近江の地酒を販売し、または提供する事業者は、乾杯等の方法の実施を積極的に推進するとともに、県内で製造される近江の地酒を積極的に販売し、または提供するよう努めるものとする。 3 近江の地酒を製造し、販売し、または提供する事業者(以下「事業者」という。)は、近江の地酒の原料または材料が自然環境から供給されていることに鑑み、本県の自然環境の保全に努めるものとする。	第1項で「近江の地酒を製造する事業者は、質の高い近江の地酒を製造するよう努めるものとする。」とあるが、質の高い近江の地酒だけでは、本物の近江の地酒とは言えないので、修正してはどうか。	修正	<u>ご意見のとおり第4の第1項で「県内で生産される農産物を用いて」製造する旨を規定します。</u>
20			第3項で近江の地酒を誘導し、酒米の作付を増加できるように、「原料または材料が自然環境から供給されている。」とあるが、県産の酒米との関係から修正してはどうか。	原案のとおり	上記の修正を踏まえ、原案のとおりといたします。
21			地酒の普及を進めたいのであれば、自然環境や食文化は関係ないのではないか。	原案のとおり	近江の地酒と自然環境や食文化とは関係があると考えられることから、原案のとおりといたします。
22	第5条 近江の地酒もてなし普及促進協議会	(近江の地酒もてなし普及促進協議会) 第5条 県は、近江の地酒でもてなし、その普及を促進することについて協議するため、近江の地酒もてなし普及促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 2 前項の協議会の構成員は、県、県民、事業者その他関係者とする。	滋賀県は酒どころだと考えている県民が多いとは思えない。近江の地酒ではなく、淡海旨酒とし、県と酒造組合主体の滋賀淡海旨酒保護委員会を酒造組合の外部に設けてはどうか。	原案のとおり	近江の地酒とし、県や関係者による近江の地酒もてなし普及促進協議会を設置することとし、原案のとおりといたします。
23	-	-	条例全体で一体何をしたらいいのか、県民としてどのようにもてなすのか、わからない。事業者と県民の役割が具体的にどう違うのかわかりにくい。	原案のとおり	近江の地酒を積極的に使用してもてなし、普及の促進を図ることを目的とし、そのための役割を立場ごとに規定していると考えており、原案のとおりといたします。 もてなしの方法等の運用については今後検討されますが、県民等の皆さんにご協力いただけるものとなるように要請します。

※ 下線部分は、条例案要綱を修正することを示しています。

近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案要綱に対して提出された意見とこれに対する考え方について

(委員長私案3)

	条等	項目	条例案の内容	提出された意見の概要	修正の可否	意見に対する考え方(案)
24	-	(運用)	-	県として酒米の研究も行っていただきたい。	(運用)	酒米の研究については推進されるよう要請いたします。
25	-	(運用)	-	この条例により、滋賀県のPRと近江の地酒を積極的に使用し、その普及促進をする取組を推進していただきたい。	(運用)	県のPRと近江の地酒を積極的に使用し、その普及を促進する取組が推進されるよう要請します。
26	-	(運用)	-	原産地呼称を制度化し、商品の表示を義務化するとともに、近江米・琵琶湖・かいつぶり・酒づくりの何かを図案化したデザインラベルを商品に貼ってはどうか。	(運用)	原産地呼称の制度化、商品の表示の義務化、デザインラベルの貼付等の運用については、今後、検討されるよう要請します。
27	-	(運用)	-	滋賀県は米どころ、酒どころであるという特性もあり、注目されている部分もあるが、京都ほど目立ったところがなく、認知度は低い。滋賀県も、近江の酒の明確な基準の制定、近江の酒の地産地消、酒造組合と連携したSNSを利用した情報発信・情報提供等といった京都くらいの目立った活動を今こそ行うべきである。	(運用)	近江の地酒の認知度の向上、情報発信・提供等の運用については今後検討されますが、広報をはじめ必要な施策が十分に行われるよう要請します。